

## 学校再開後の感染症対策・学校運営に関するQ & A

(令和2年5月18日時点)

### — I. 学校再開について —

#### 問1 学校再開が集団感染のリスクを高めることにならないよう、どんな感染症対策を行うのか。【更新】

- 令和2年3月24日に文部科学省が発表した学校再開に関するガイドラインでは、「3つの条件」(①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声)が同時に重なる場を避けることが重要であるとされています。本学園においても、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、同ガイドラインが示す次のことを基本に対応していきます。
  - ・ 教室等のこまめな換気の徹底
  - ・ 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等
- 多くの生徒・教職員が集う学校においては、人の密度を下げることには限界があり、近距離での会話や発声等が必要になることもあります。飛沫を飛ばさないよう咳エチケット(マスクを着用する、マスクがない時はティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど)の要領でマスクの着用を徹底するとともに、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底していきます。
- 御家庭におかれましても、毎朝の「健康チェック票」により、登校前に検温と発熱等の風邪症状の確認をお願いします。

#### 問2 教室等の換気は具体的にどのように行うのか。【更新】

- 気候上可能な限り常時、2方向のそれぞれ1つ以上の窓やドアを広く開けて換気を行ないます。(対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます。)
- エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気との入れ替えを行っていないため、エアコン使用時においても、室内温度が適温となるよう留意しながら適切に換気を行ないます。
- なお、換気をすれば十分な感染予防ができるということではありませんので、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底していきます。

#### 問3 どのような場面でマスクを着用すればよいのか。【更新】

- 基本的には、生徒の間に飛沫のかからないような十分な身体的距離(多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態)があり、換気を適切に行っている室内や屋外では、マスクの着用は必ずしも必要ではないとされていますが、マスクの着用に関しては、本学園では次のとおり対応していきます。
  - ① スクールバスでの登下校時  
乗車中はバス内が密閉空間とならないよう数か所の窓を開け、会話や発声等はできる限り控えるよう努めてください。また、乗車人数の多少、生徒間の距離の大小にかかわらず、乗車中はマスクの着用を義務づけることとします。
  - ② 教室等での授業時  
教室等での授業時は、適切に換気をした上で、マスクの着用を義務づけることとします。
  - ③ 体育の授業時  
スポーツ庁の指導に従い、運動するうえで支障がある場合を除き、できるだけマスクを着用するよう指導します。  
なお、屋外で授業を行う場合で、生徒の間に十分な距離を取ることができるときは、マスクの着用は生徒の判断に委ねることとします。

**問4 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。**

- 様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、こまめに手を洗ってください。
- 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用は絶対にしないようにしてください。

**問5 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。【更新】**

- 手指用の消毒液は、流水で手洗いができない際に補助的に用いられるものであるため、流水と石けんによる手洗いが基本です。ただし、流水で手洗いができない場合は、アルコール消毒液を使用してください。
- 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり手洗いをしてください。

**問6 消毒は、具体的にどのような範囲で行うのか。【更新】**

- 教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアの引手、ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、毎日始業前に消毒液を使用して清拭します。
- 消毒液については、学校における施設の消毒では次亜塩素酸ナトリウムを積極的に使用するよう国から指導がありました。

**問7 学校内の用具や備品の共用について、どう対応するのか。**

- 学校では生徒・教職員が多種多様な用具や備品を共用しています。共用を避けることができれば避けるよう努めますが、共用を避けることが難しいこともありますので、使用後は必ず手洗いを励行してください。

**問8 登校前に自宅で発熱等の風邪症状を確認できなかった生徒に対し、どう対応するのか。【更新】**

- 御家庭においては、毎朝登校前に、「健康チェック票」により検温と発熱等の風邪症状の確認をお願いします。その結果、次に該当する場合は学校に連絡していただき、登校せずに自宅で休養してください。この場合の欠席については、「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
  - ・ 発熱、咳、頭痛、鼻水など比較的軽い風邪の症状が続いている。
  - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

**【参考：厚生労働省ホームページより引用】**

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」に御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 登校前に、御家庭で検温と発熱等の風邪症状の確認をしなかった場合や健康状態に不安を抱えたまま登校してしまった場合には、登校後は直ぐに教室に入らず、職員室で検温及び健康観察を受けてください。その結果、発熱等の風邪症状がみられる場合には、学校から保護者に連絡したうえで、生徒は帰宅し、症状がなくなるまで自宅で休養してください。

**問9 登下校時のスクールバス乗車に際しては、どう対応するのか。【更新】**

- バスの中は、「3つの条件」が同時に重なる場となる可能性があるため、次の対策を講じます。
  - ・ 登校時は5便から6便に増便し、乗車人数（定員29人）を20人以内に制限します。
  - ・ 乗車時に「健康チェック票」の提示、手指消毒を行い、乗車中はマスクの着用を義務づけることとします。また、「健康チェック票」を忘れた生徒その他必要な生徒に対しては、非接触体温計による検温を行います。
  - ・ 数か所の窓を開け、会話や発声等はできる限り控えるよう努めてください。
- また、感染予防の観点から、亀山駅からの徒歩通学についても積極的に検討・実施してほしいと思います。

**問10 学校で生徒の発熱を確認したときは、どう対応するのか。【更新】**

- 保護者に連絡したうえで、生徒は帰宅し、症状がなくなるまでは自宅で休養してください。なお、この場合の欠席は、「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- 次に該当する場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、学校にも必ず連絡してください。
  - ・ 発熱、咳、頭痛、鼻水など比較的軽い風邪の症状が続いている。
  - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- その後、もしも感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うこととなりますので、これに御協力ください。なお、生徒が濃厚接触者として特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」とします。

**問11 感染が心配で登校したくない（させたくない）が、どうすればよいか。【更新】**

- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある生徒、透析を受けている生徒、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている生徒）は、必ず主治医に相談のうえ、登校の可否を判断してください。その結果、登校を自粛される場合は、必ず学校に連絡してください。  
また、生徒が高齢者や基礎疾患のある家族と同居している場合は、「登校すれば感染リスクが高まり、感染すれば家族にも感染させることになる。」などと心配される生徒・保護者もおられるのではないかと思います。このような理由で登校を自粛されるときも、必ず学校に連絡してください。  
さらに、これら以外の理由（感染予防のため等）で登校を自粛される場合も、必ず学校に連絡してください。
- これらの場合の出欠の取扱いについては、「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。なお、従前からお知らせしているとおり、発熱等の風邪症状があるために登校を自粛される場合についても、同じ取扱いとなります。

**問12 生徒や教職員が感染した場合、学校はどう対応するのか。**

- 検査の結果、感染が判明した場合は、医療機関から本人又は保護者に診断結果が伝えられ、保健所にこの旨届出がなされますが、医療機関から学校には連絡が入りませんので、必ず学校への保護者連絡をお願いします。
- その後、感染者本人への行動履歴等のヒアリングが保健所によって行われます。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校もこれに協力することになります。学校からは、県・国に状況を報告することになります。

**問13 各教科の授業において、どのような点に留意するのか。【更新】**

- 授業中、教員は飛沫防止のためマスクを着用します。
- 教室等では、生徒同士の身体的距離をできるだけ保った座席の配置とし、近距離での会話や発声等もできるだけ避けるため、授業ではグループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動はできる限り控えるよう留意します。
- 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直して指導の順序を変更したり、例えば次のような工夫をしたりして、感染防止に努めていきます。
  - ・ 音楽の授業では、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は原則として行わないこととし、歌う際には生徒間の距離をできるだけ広くとり、人がいる方向に口が向かないように指導する。
  - ・ 家庭の授業では、原則として調理実習は行わないこととし、実施する場合は衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないよう配慮する。
  - ・ 犬のトリミング・トレーニングの実習では、個人や少人数で密集せず、生徒間の距離をできるだけ広くとり行うようにする。
- また、各教科等に共通する感染症対策として、次の対策を講じていきます。
  - ・ 共用の教材、教具、情報機器などは適切に消毒します。
  - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗いを徹底します。

**問14 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意するのか。【更新】**

- 長期間の臨時休業で運動不足となっている生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業の開始時には準

備運動を十分に行うようにします。

- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなど工夫していきます。また、生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施は困難である判断した場合には、年間授業計画の中で指導の順序を入れ替えるなど工夫していきます。
- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染症対策を講じていきます。

#### **問15 年度当初の健康診断はどう対応するのか。**

- 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、また、検診時の待機者が滞留して密集状態とならないよう工夫して実施します。
- なお、実施体制が整わない等の事由により、6月末日までに実施できない場合は、本年度中のできるだけ早い時期に実施することとします。

#### **問16 5月の校外学習（遠足）はどう対応するのか。**

- 例年、本学園の校外学習（遠足）は、バスに長時間乗車して移動し、大規模遊戯施設で実施していること、また、バスの中が密閉・密集空間となるうえに、バス内では近距離での会話や発声を控えることも困難であると考えられることから、本年度の校外学習（遠足）は2学期に延期することとします。

#### **問17 6月の体育祭はどう対応するのか。【更新】**

- 例年、本学園の体育祭は、プログラムの中に生徒が密集する種目や生徒が近距離で接触する場面の多い種目も組み込んで実施しています。このため、本年度体育祭を実施する場合は、これらの種目を除いたプログラムで時間を短縮して実施せざるを得ないと考えています。
- また、実施時期については、6月の実施は困難であると判断し、10月に実施する予定です。

#### **問18 9月の修学旅行はどう対応するのか。【更新】**

- 2年生の修学旅行については、生徒の安心・安全を確保する観点に立ち、9月の実施は困難であると判断しています。今後は、修学旅行の教育的意義や生徒の心情等にも配慮し、2学期後半又は3学期に実施する方向で検討していきます。

#### **問19 部活動はどう対応するのか。【更新】**

- 学校再開後は活動休止の措置を解除しますが、当面は、生徒の体力低下が心配されるため、過度な負担のかからない活動とし、十分な熱中症対策も併せて講じていきます。
- 部活動の実施に当たっては、以下の事項に十分留意し、顧問の指導の下で適切に実施してください。
  - ・ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
  - ・ 短時間で効果的な活動となるよう工夫すること。
  - ・ 部室等の利用に当たっては、短時間の利用とし、一斉に利用しないこと。
  - ・ 生徒が密集する活動、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って会話したり発声したりする活動等について、安全な実施が困難であると判断した場合には、活動そのものを取り止めたり、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えたりすること。
  - ・ 多くの部員が頻繁に使用する用具等は使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
  - ・ 体育館や教室等の屋内で実施する部活動については、その場所のドア・窓を広く開け、こまめに換気するとともに、生徒が手を触れる箇所を消毒するなど、感染拡大防止のための防護措置を実施すること。
- なお、学校が再度臨時休業となった場合は、感染拡大防止等の観点から、部活動は休止とします。
- また、発熱等の風邪の症状がみられるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養してください。

#### **問20 昼食時はどう対応するのか。【更新】**

- 昼食の前後に必ず手洗いをしてください。
- 食事場所が密集空間とならないよう、各ホームルーム教室と食堂以外に、食事をする部屋を増やします。また、原則として、弁当持参の場合は自分のホームルーム教室で食事をしてください。

- 食堂では、近距離で向かい合って食事をする状態を避けるため、各テーブル片側の所定の位置に間隔を空けて座ってください。また、換気扇を作動させ、ドア・窓を開けて換気しながら、できるだけ短時間で食事をしてください。
- 食堂の利用については、密集を避けるため、利用順序を男女で分け、今週は男子が先に、来週は女子が先というように、週ごとに男女の順番を入れ替えて利用することとします。
- 食券は、販売機前での密集を避けるため、始業前や休み時間に購入してください。
- 販売機前で食券を購入する時及び食堂のカウンター前で待つ時は、印のある所定の位置に間隔を空けて静かに並んで待つようにしてください。
- 食堂には複数の教員を配置し、学校内を複数の教員が巡回して、以下のことを指導していきます。
  - ・ 生徒間の距離が近くならないよう間隔をとること。
  - ・ 食事中は飛沫を飛ばさないよう大声を出さず、できる限り会話も控えること。

#### **問21 寮生に対しては、どう対応するのか。**

- 生徒寮においても、学校内と同様に、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、次のことを基本に対応していきます。
  - ・ こまめな換気の徹底
  - ・ 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等
- 食堂での食事では、「問20 昼食時はどう対応するのか。」への回答内容と同様の対応を行いません。
- 入浴は、多人数による風呂の共同利用を避け、できる限り少人数で利用してください。
- 寮生に発熱等の風邪症状がみられるときは、寮生活を中断し、自宅で休養してください。

#### **問22 学校再開後、生徒の心のケアはどう対応するのか。**

- 生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている生徒もいると考えており、ホームルーム担任や保健主事等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応していきたいと考えています。
- なお、臨時休業を実施することになったときは、自宅で過ごす生徒とその保護者との連絡を密にし、生徒のストレス等の課題に関し、必要に応じて各種相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）を利用していただくとともに、ホームルーム担任や保健主事等による支援を適時に得ていただくようお願いします。

#### **問23 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どう対応するのか。【更新】**

- 感染者・濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族などに対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。
- そのため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を得て、「自分の命を守ることは他者の命を守ること」との視点に立ち、感染防止のために何をすべきで何をすべきでないかなど、人としての在り方を・生き方について考えることができるよう、学年別集会、各ホームルーム、「保健」の授業等で指導していきます。
- また、SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育についても「情報」の授業等で指導していきます。
- さらに、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、各種相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）も適宜利用してください。

## — II. 臨時休業の実施について —

#### **問24 今後、どのような場合に学校が臨時休業となるのか。**

- 生徒や教職員の感染が判明した場合には、県の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路が明らかであるか等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について衛生主管部局と相談の上、検討することになります。

- また、3月19日に開かれた国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が発生した場合には、「感染状況が拡大傾向にある地域」において、「一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢」であることが示されました。
- 他方、「地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等が、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性」も示唆されています。「オーバーシュート」が発生していなくても、地域の感染状況に応じて、自治体の首長の判断で、地域全体での活動自粛を強化する一環として、本学園にも臨時休業を要請されることがあり得ると考えています。

**問25 生徒や教職員が感染した場合の臨時休業についてどう考え、どう対応するのか。**

- 例えば、
  - ・ 当該感染者に症状がみられない
  - ・ 当該感染者の濃厚接触者の数が多くない
  - ・ 地域における感染状況が拡大傾向にない
  - ・ 感染経路が明らかになっているなどの状況においては、当該感染者の出席停止等の措置を取るにとどめるなどの対応も考えられます。（これまでに、新型コロナウイルスに感染し陽性が判明したが、症状が出ていなかったことから、出席停止のみで、学級閉鎖の必要なしと判断された事例もあります。ただし、新型コロナウイルスについてはまだ明らかでない点もある（この時点の知見が絶対とは限らない）ため、その都度衛生主管部局と相談する必要があります。）
- いずれにしても、感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等について総合的に考慮し、県の衛生主管部局と十分に相談の上、臨時休業の要否を検討していくことになります。

**問26 臨時休業を実施する場合、生徒の学習に著しい遅れが生じないように、どう対応するのか。【更新】**

- 臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、プリント課題による家庭学習やオンラインによる遠隔授業を実施していきます。また、必要に応じて長期休業期間中の補充授業の実施も検討します。
- また、本年度の教育課程を適切に実施するため、次の対策を講じて授業日数・時数を確保していきます。
  - ・ 1学期中の月～金曜日は6限授業とする。（昨年度まで金曜日は4限授業。）
  - ・ 1学期の期末試験を3日間で実施する。（昨年度まで5日間で実施。）
  - ・ 夏季休業期間を予定より2週間短縮する。
- さらに、生徒指導や健康観察を適切に行う観点から、登校日を設定したり、家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する一部の生徒を登校させたりするなど、きめ細かな対応を行なっていきたいと考えています。

以上